

南九州市告示第165号

南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和7年10月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年南九州市告示第184号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | | | | |
|-------------|---|----------------|----------|---|
| チューブ型 包帯 | 皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者 | 外力から皮膚を保護できるもの | 170,500円 | — |
|-------------|---|----------------|----------|---|

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。